設備以外の電気通信設備をいう。）に送信される電気通信に該当すると認められる電気通信をいう。）により送受信が行われる情報に係る通信情報をいう。）に該当するものを用いて、当該特別社会基盤事業者が使用する特定重要電子計算機その他の電子計算機のサイバーセキュリティの確保を図るために必要な分析を行い、その分析の結果及びこれに関連する情報を当該特別社会基盤事業者に提供することを内容とする協定を締結することができるものとすることとした。また、内閣総理大臣及び特別社会基盤事業者は、相互に、相手方に対し、当該協定を締結することについて協議を求めることができるものとし、この場合において、当該求めを受けた内閣総理大臣又は特別社会基盤事業者は、正当な理由がない限り、当該求めに係る協議に応じなければならないものとすることとした。（第一一条関係）

㈡　特別社会基盤事業者以外の事業電気通信役務の利用者との協定の締結

内閣総理大臣は、事業電気通信役務の利用者との間で、内閣総理大臣が、当該利用者を通信の当事者とする通信情報の提供を受けた上で、当該通信情報のうち外内通信情報に該当するものを用いて、当該利用者が使用する電子計算機のサイバーセキュリティの確保を図るために必要な分析を行い、その分析の結果及びこれに関連する情報を当該利用者に提供することを内容とする協定を締結することができるものとすることとした。（第一二条関係）

㈢　電気通信事業者に対する協議の求め

内閣総理大臣は、㈠又は㈡の協定（以下「当事者協定」という。）に基づき通信情報の提供を受ける方法として、協定当事者（㈠の協定を締結する特別社会基盤事業者又は㈡の協定を締結する利用者をいう。）に係る当事者管理通信情報を複製したものの提供を受ける方法をとることが困難な場合であって、媒介中通信情報が複製され、送信されるようにする方法をとることについて当該協定当事者が同意したときは、当該協定当事者に事業電気通信役務を提供する電気通信事業者に対して、当事者協定を締結することについて協議を求めることができるものとすることとした。この場合において、当該求めを受けた電気通信事業者は、正当な理由がない限り、当該求めに係る協議に応じなければならないものとすることとした。（第一三条関係）

㈣　通信情報の取得

内閣総理大臣は、その締結した当事者協定の定めるところに従い、当該当事者協定の協定当事者を通信の当事者とする通信情報の提供を受けることができるものとすることとした。（第一五条関係）

4　外外通信目的送信措置

㈠　外外通信目的送信措置

内閣総理大臣は、外外通信（当該通信に係るアイ・ピー・アドレス等から判断して国外設備を送信元及び送信先とする電気通信に該当すると認められる電気通信であって、国内設備を用いて媒介されるものをいう。）であって、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為のうちその実行のために用いられる電子計算機、当該電子計算機に動作をさせるために用いられる指令情報その他の当該国外通信特定不正行為に関する実態が明らかでないために当該国外通信特定不正行為による重要電子計算機の被害を防止することが著しく困難であり、かつ、この規定による措置以外の方法によっては当該実態の把握が著しく困難であるものに関係するものが、特定の国外関係電気通信設備（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備であって、他の電気通信設備との接続の状況その他の事項により、当該電気通信設備を用いて提供される事業電気通信役務が国外関係通信（当該通信に係るアイ・ピー・アドレス等から判断して国外設備を送信元又は送信先とする電気通信に該当すると認められる電気通信をいう。）を媒介していると認められるものをいう。）を用いて提供される事業電気通信役務が媒介する国外関係通信に含まれると疑うに足りる場合において、必要と認めるときは、当該国外通信特定不正行為に関する5の㈡の⑵に規定する選別の条件を定めるための基準（以下「外外通信選別条件設定基準」という。）を定め、サイバー通信情報監理委員会の承認を受けて、当該国外関係通信により送受信が行われる媒介中通信情報（以下「国外関係通信媒介中通信情報」という。）の一部（当該国外関係電気通信設備の伝送容量の一〇〇分の三〇を上限とする。）が複製され、内閣総理大臣の設置する設備（以下「受信用設備」という。）に送信されるようにするための措置（以下「外外通信目的送信措置」という。）を講ずることができるものとすることとした。また、外外通信目的送信措置を講ずることができる期間について定めることとした。（第一七条関係）

㈡　サイバー通信情報監理委員会の承認

サイバー通信情報監理委員会は、㈠の承認の求めがあった場合において、当該求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、当該承認をするものとすることとした。この場合において、サイバー通信情報監理委員会は、当該求めに係る外外通信目的送信措置の実施又は当該外外通信目的送信措置により内閣総理大臣が取得する取得通信情報の取扱いに関し、適当と認める条件を付することができるものとすることとした。（第一八条関係）

㈢　措置期間の延長

内閣総理大臣は、措置期間が経過した後において更に当該外外通信目的送信措置を継続する必要があると認めるとき（引き続き㈠に規定する場合に該当する場合に限る。）は、あらかじめサイバー通信情報監理委員会の承認を受けて、その措置期間を延長することができるもの等とすることとした。（第一九条関係）

㈣　電気通信事業者に対する協力の求め

内閣総理大臣は、外外通信目的送信措置の実施に関し、国外関係電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「国外関係電気通信事業者」という。）に対し、必要な協力を求めることができるものとすることとした。この場合において、当該国外関係電気通信事業者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならないものとすることとした。（第二〇条関係）

5　当事者協定又は外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報の取扱い

㈠　定義

5において取得通信情報に係る「対象不正行為」とは、3の㈣の規定により取得した取得通信情報である場合にあっては重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為又は協定当事者が使用する電子計算機に対する特定不正行為をいい、外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報である場合にあっては当該外外通信目的送信措置に係る4の㈡の規定による承認に係る国外通信特定不正行為をいうものとすることとした。（第二一条関係）

㈡　自動選別の実施

⑴　内閣総理大臣は、3の㈣の規定又は外外通信目的送信措置により取得通信情報を取得したときは、当該取得通信情報の中から次に掲げる要件を満たす機械的情報であるもののみを選別して記録する措置であって、その選別が完了する前に当該取得通信情報が何人にも閲覧その他の知得をされない自動的な方法（以下「自動的方法」という。）で行われるもの（以下「自動選別」という。）を講じなければならないものとすることとした。（第二二条第一項関係）

イ　3の㈣の規定により取得した取得通信情報については、外内通信により送受信が行われたものであること。

ロ　外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報については、外外通信により送受信が行われたものであること。

ハ　当該取得通信情報に係る対象不正行為に関係があると認めるに足りる状況のあるものであること。

⑵　⑴のハに掲げる要件を満たす取得通信情報を選別するための自動選別は、次のイからハまでのいずれかに該当する情報のうち二以上のものを選別の条件に用いて行うものでなければならないものとすることとした。この場合において、外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報についての選別の条件は、外外通信選別条件設定基準に従って定められたものでなければならないものとすることとした。（第二二条第二項関係）

イ　当該取得通信情報に係る対象不正行為に関係がある電気通信の送信元又は送信先であると認めるに足りる状況のある電気通信設備のアイ・ピー・アドレス等